

改正概要説明書	
国名：マレーシア	法令名：意匠規則
改正情報：2013年7月01日改正	
<p>改正概要：</p> <p>1. 意匠権存続期間の延長請求</p> <p>マレーシア意匠法第 25 条(2)の規定に基づく意匠権存続期間の延長請求について、旧規則では現行の存続期間満了前 6 月以内に延長請求の申請手続をする必要があったが、新規則では、現行の存続期間中であればいつでも延長請求の申請手続をすることができるようになった（規則 23）。</p> <p>2. 意匠権の移転登録手続</p> <p>意匠権の移転登録手続において要求される書面として、旧規則では認証を受けた譲渡証の写し(certified copy of the assignment)のみ規定されていたが、新規則では、登録官が取引の十分な証明として認める書面(sufficient proof of the transaction)も追加された（規則 26(1)(b)(iii)）。</p>	
<p>改正内容：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 規則6 書類の言語，翻訳文及び翻字 意匠登録出願に使用される言語をマレーシア国語又は英語とすることを規定した。 ・ 規則 21 登録簿記載事項 意匠登録簿への記載事項について以下の事項が追加された。 ①(あれば)意匠法第 17 条及び関連する国名又は地域に基づく優先権の請求に従って与えられた優先日 ②意匠に関する新規性の陳述 ③(あれば)意匠法第 30 条に基づく意匠に影響する権利者又は利害関係者の事項 ④意匠が、取消，取下又は無効となった日 ・ 規則 22 登録内容の公告 意匠登録内容の公告は、「官報」に代わり、改正された意匠法第 46A 条に基づき登録官が発行する「公報（知的所有権公報）」にて公告されることになった。 ・ 規則23 登録存続期間の延長 意匠法第 25 条(2)に基づく登録存続期間延長の請求は、「現行期間満了前 6 月以内」から「現行期間満了前いつでも」に変更された。 ・ 規則26 譲渡，その他の記録請求 (1)意匠法第30条(1)に基づく権利者又は利害関係者の事項に関する登録請求について、場合によって添付する資料を以下のとおり追加した。 	

①売買の認証謄本，又は

②登録官が売買の十分な証明として認める証拠

(2) 登録官は，登録官が当該請求を裏付けるものとして適切とみなす文書，証書又は情報の提出を，登録官の指示する期間内に，出願人に対して請求することができる。

(3) 出願人は，登録官に対して，(2)に定められた登録官により指示された期間の終了前，又は登録官により先に許容された延長期間の終了前に，意匠様式 13 による期間延長を申請することができる。

(4) 登録官の請求に応じて提出した証書により当該売買が効力を有する場合，申請は，当該証書の正当性を認めた登録官により受領されるものとする。

(5) 意匠法第30条(1)に基づく意匠に影響する権利者又は利害関係者の事項を補正する申請は，意匠様式9を利用するものとする。

・規則28 裁判所に対する請求

意匠法第24条(1)又は(3)に基づく裁判所への登録簿更正請求は，「官報」に代わり、改正された意匠法第46A条に基づき登録官が発行する「公報（知的所有権公報）」への掲載日後1月以内に裁判所に対してなされるものと変更された。

・規則 30 出願及び登録意匠の補正

意匠法第 19 条(1)又は本法第 40 条(1)に基づく，意匠登録出願又は登録意匠又は関連書類の補正事項又は訂正事項の公告は，「官報」に代わり，登録官が発行する「公報（知的所有権公報）」にて行うものと変更された。

・規則 36 法定宣言書及び宣誓陳述書

法定宣言書及び宣誓陳述書の作成に関して、「1960年法定宣誓法 [法律 13] の規定又は 1980年高等裁判所規則 [P. U. (A) 50/80] に従う」から「1960年法定宣誓法 [法律 13] の規定又は 2012年裁判所規則 [P. U. (A) 205/2012] に従う」に変更された。

・附則 1 手数料

意匠法及び本規則に基づいて支払われる手数料，追徴金その他支払について以下の変更があった。

①手数料は，手数料支払対象である事項の実施前，又は実施時に支払うものとする。

②規則 24(4)（失効登録意匠の回復）に基づいて支払う追徴金を，「各 1 月の期間(合計 6 月以内)」から「各 1 月の期間(合計 12 月以内)」に変更した。